

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

人事評価改善等助成金のご案内

平成29年度
新設助成金

～ 人材不足の解消のために ～

1. 支給対象事業主

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備（新設もしくは改定）することを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主

手続きフロー	
人事評価制度等整備計画の作成・提出	<p>「人事評価制度等整備計画」を作成し、制度を整備する月の初日の6ヶ月前の日から1ヶ月前の日の前日までに各労働局へ提出し、認定を受ける。</p> <p>①正規労働者等を適用対象とする制度であること ②労働者の生産性向上に資する制度として、労働組合又は労働者の過半数を代表する者と合意をしていること ③人事評価について、評価の対象と基準・方法が明確であり、労働者に開示していること ④人事評価が年1回以上行われるものであること ⑤人事評価制度に基づく評定と、賃金（諸手当、賞与を含む）の額又はその変動の幅・割合との関係が明確であること ⑥賃金表を定めていること ⑦上記の⑤と⑥を労働者に開示していること ⑧新制度の実施日の前月とその1年後の同月を比較したときに、「毎月決まって支払われる賃金」の額が2%以上増加する見込みであること ⑨上記⑧について労働組合又は労働者の過半数を代表する者と合意をしていること</p>
人事評価制度等の整備と実施	<p>①人事評価制度の整備 労働協約または就業規則に明文化する。 ②人事評価制度等の実施 すべての正規労働者に実施し、賃金表に基づく賃金の支払いを行う。</p>
制度整備助成の支給申請	人事評価制度等に基づく賃金が最初に支払われた日の翌日から起算して2ヶ月以内
目標達成助成の支給申請	評価時離職率算定期間（人事評価制度等に基づく賃金が最初に支払われた日の翌日から起算して12ヶ月間）の末日の翌日から起算して2ヶ月以内

2. 助成金の支給額

助成金の上限額	<制度整備助成>50万円 <目標達成助成>80万円（生産性向上、賃金増加、離職率低下）
---------	--

人事評価改善等助成金（厚生労働省HP）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158133.html>